

# 神戸市立中学校・義務教育学校 拠点校部活動要項

神戸市教育委員会  
神戸市中学校体育連盟

神戸市の中学校・義務教育学校における部活動の入部率は、毎年平均して 90%前後であるが、少子化に伴う生徒数の減少により、今後も部活動の小規模化が進むことが予想される。

拠点校部活動は、学童期から親しんできた運動を中学校・義務教育学校でも継続して行いたいという生徒の希望に添えるよう、個人種目において拠点校部活動を平成 14 年度から実施している。

また、集団種目については、平成 15 年度から複数校合同部活動制度を導入している。

今年度の参加生徒の募集を行うにあたり、これまでの活動状況を踏まえ、種目別に参加要件をまとめている。

## 1.【 目的 】

スポーツにおける生徒の多様なニーズに応えるため、学校間・保護者・地域の理解と協力を得ながら「拠点校」方式の部活動等を実施し、学校部活動の活性化を図る。

## 2.【 種 目 】10 種目

卓球・柔道・剣道・体操・相撲・バドミントン・陸上・水泳・バスケットボール・テニス

## 3.【 実施申請 】

参加生徒の在籍校の校長は、その生徒が事業目的及び参加できる生徒に該当していることを確認して拠点校の校長に申請する。拠点校の校長は承諾後、参加生徒の在籍校の校長に決定通知書(様式4)を送付する。

## 4.【 実施決定 】

在籍校の校長が決定通知書(様式4)を拠点校参加希望生徒へ交付することをもって、実施を認めるものとする。

## 5.【 拠点校部活動に参加できる生徒 】

(1) 小学校時に1年以上継続して経験してきた種目の運動部活動が、在籍校になく、拠点校部活動要項を厳守し、継続して活動する意思のある生徒。

※ 令和6年度は、「陸上競技」「相撲」の2種目においては、小学校時の経験を問わない。

(2) 在籍校・拠点校両校の承認が得られ、生徒・保護者の希望により参加誓約書(様式3)を提出した生徒。

(3) 原則として各年度の新1年生と前年度参加生徒とする。

(4) 前年度から継続して参加する生徒も参加申請書(様式1)と参加誓約書(様式3)を在籍校に提出すること。

## R6【種目別参加要件】

	種目名	参加要件 (小学校時に1年以上継続して経験してきた具体的要件)	平日の参加の可否 (可の場合の条件)
1	卓球	卓球経験がおおむね1年以上ある生徒。(在籍校に卓球部がなく、中学校でも卓球競技を続ける意思のある者)	可 活動時間及び完全下校時間を守り参加でき、保護者の承認を得た生徒
2	柔道	クラブチームに所属しており、年間を通じて、週2回以上の練習を1年以上続けてきた生徒	可 徒歩もしくは公共交通機関や保護者の送迎を利用し、20分以内で通える生徒のみ
3	剣道	道場や剣道教室に1年以上所属し、活動してきた生徒	可 拠点校の活動日及び活動時間通り。
4	体操競技	総合型地域スポーツクラブや少年団、クラブチームに所属しており、年間を通じて、週1回以上の練習を1年以上続けてきた生徒。	可 徒歩もしくは公共交通機関を利用し、20分以内で通える生徒のみ
5	相撲	相撲に興味を持っている生徒 (具体的な活動に関しては要相談)	不可 指導者がいない (休日に外部指導員がいるときのみ可)
6	バドミントン	・小学校時に週2回程度の継続した活動を、1年以上行っていた生徒 ・また、地域スポーツクラブに選手登録しておらず、3年間継続する意思のある生徒	不可
7	陸上競技	・意欲的な生徒(経験は問わない。初心者可) ・2,3年時からの入部は、状況に応じて可とする。 ・原則、同一校の生徒は、同じ拠点校で活動する。	可 拠点校の活動日及び活動時間通り。
8	水泳競技	小学校時に1年以上継続して経験しており、ある程度の泳力がある生徒。(最低でも50m以上泳げること) ※長水路で大会が実施されるため。	可 拠点校の活動日及び活動時間通り。
9	バスケットボール	小学校6年生で総合型地域スポーツクラブや少年団、クラブチームに所属しており、年間を通じて週1回以上の活動があり、且つ、1年以上活動継続実績がある生徒。	可 徒歩もしくは公共交通機関または保護者の送迎を利用して参加できる生徒のみ。ただし受け入れ校と要相談。
10	テニス	クラブチームなどに所属しており、1年以上続けてきた生徒。または、その条件に近いもの	不可 平日練習はなし

## 6.【 参加生徒の活動について 】

- (1) 参加生徒は、拠点校部活動要項と各拠点校の部活動活動方針に従って活動する。
- (2) 神戸市が定める部活動ガイドラインを厳守し、休養日の設定や活動時間、各拠点校の完全下校時刻を厳守すること。
- (3) 各拠点校の定期考査前や行事等における部活動休止期間は、厳守すること。(参加生徒の在籍校と日程が違っていても厳守する。)
- (4) 活動への参加は、両校で十分な安全指導を行い、保護者と参加生徒の責任で参加する。
- (5) 活動日は、原則、土・日・祝日(以下、休日という)及び長期休業中とする。
- (6) 交通費・活動に必要な道具等は、各自の負担とする。
- (7) 欠席連絡は、参加生徒の保護者が拠点校部活動顧問へ連絡する。
- (8) 在籍校は、参加生徒の身体の既往症等、配慮すべき事項がある場合は、情報を拠点校に伝えること。拠点校の管理職・顧問教員・養護教諭は、情報を把握しておくこと。
- (9) 参加生徒は、平日(長期休業中を除く)に自校の部活動に入部する場合、在籍校の部活動顧問等と相談のうえ、各校の実情に合わせる。
- (10) 参加が決定したにもかかわらず、拠点校での活動に参加していない状況が続いた場合、登録を抹消することがある。

## 7.【 試合参加 】

### 《個人種目》

- (1) 公式試合への参加は、一部の個人種目を除き、原則個人戦のみとする(体操・相撲・バドミントン・テニスを除く)。
- (2) 登録及び公式試合への申し込みは、在籍校で行い、抽選は本部一任とする。
- (3) 公式戦を含む校外の活動における引率については、原則保護者が責任をもって行う。特段の事情等がある場合は、在籍校教員か拠点校顧問教員(部活動指導員を含む)が行う。県大会以上については大会規定に従う。
- (4) 試合会場での監督は、拠点校顧問教員(部活動指導員を含む)又は在籍校教員とする。県大会以上については大会規定に従う。

### 《団体バスケットボール種目》

- (1) 原則、公式戦(中体連および協会主催)への参加は、同一拠点校の人数が5名以上でチーム編成できる場合に限る。ただし、5名に満たないときは他校との合同チームを編成して柔軟に対応できるよう協議する。
- (2) 試合出場に際して他のクラブチームと所属が重複する場合は、拠点校チームを優先とする。

- (3) 登録及び公式戦の申し込みは、生徒・保護者の意思を確認した上で、在籍校の校長の承認を得て、拠点校顧問教員が行う。抽選は、本部一任とする。
- (4) 公式戦を含む校外の活動における引率については、保護者が責任をもって行う。
- (5) 試合における監督・審判は、拠点校顧問教員又は拠点校部活動指導員が行う。

#### 8.【 事故への対応 】

- (1) 活動中における事故・トラブルについては拠点校で対応し、在籍校にも連絡して指導・対応する。
- (2) 移動中における事故・トラブルについては保護者の責任とするが、拠点校・在籍校が協力して指導・対応する。
- (3) 活動・移動中の事故(交通事故を除く)については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受ける。手続きは在籍校で行う。

#### 9.【 その他 】

- (1) 拠点校は1年任期とするが、再任は妨げない。
- (2) 拠点校参加生徒及びその保護者が拠点校部活動要項と各拠点校の活動方針に違反し、改善されない時は拠点校の校長が活動を中止させることができる。
- (3) 参加生徒の在籍校は、連絡責任者(教頭・部活動係等)を決めておくこと。
- (4) 拠点校は、拠点校部員受け入れの部を対象に神戸市教育委員会から予算の範囲内で整備費が支給される。

【附則】この要項の変更は、神戸市中体連理事会により行う。

附則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成20年2月29日から実施する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。